

## 議第134号

### 平成25年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

#### 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 3,783,500	千円 10,248	千円 3,773,252
	1 営業費用	3,481,580	10,248	3,471,332

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額 1,298,700千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 2,781,376千円は、減債積立金 986,046千円、過年度分損益勘定留保資金 877,534千円、当年度分損益勘定留保資金 802,662千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 115,134千円で補填するものとする。)

#### 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,085,200	千円 5,124	千円 4,080,076
	1 建設改良費	2,568,568	5,124	2,563,444

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 483,175	千円 15,372	千円 467,803

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子